

萩 情 審 第 8 号

令和3年11月1日

萩市農業委員会

会長 片岡 兼雄 様

萩市情報公開審査会

会長 長谷 義明

審査請求に対する裁決について（答申）

令和3年6月4日萩農委第30号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

令和3年4月21日付けで審査請求人から提起された令和3年4月20日付け萩農委第8号による部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

1 審査会の結論

萩市農業委員会（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が令和３年４月２０日付け萩農委第８号で行った部分開示決定（以下「本件処分」という。）を取り消し、全部開示することを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求人は、審査請求の理由について、本件処分を原因として、相続問題への対処ができなくなっているため、当該不開示部分を開示するよう求める旨主張する。

3 実施機関の説明の要旨

実施機関が、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 開示文書について

本件処分に係る情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）により開示を求められた文書（以下「本件開示文書」という。）は、農地の利用権設定等申出書（兼農用地利用集積計画書）であり、当該文書は、農地の所在地、面積等並びに利用権の設定に係る貸付人、借受人及び利用権を設定する者以外の権原者の個人に関する事項を主な内容とする。

(2) 本件処分について

本件処分において不開示とした部分は、当該文書のうち、貸付人の印影、借受人の印影並びに利用権を設定する者以外の権原者の住所及び印影であり、いずれも萩市情報公開条例（以下「条例」という。）第８条第３号の規定に基づく不開示決定によるものである。なお、貸付人の氏名及び住所並びに一部の利用権を設定する者以外の権原者の氏名及び住所は、その開示について、当該個人

情報の本人の同意があったため、本件処分において開示を行っている。

(3) 条例第 8 条第 3 号の該当性について

本件処分における不開示部分は、前号に記載のとおり全て個人に関する事項で、かつ、開示について当該個人情報の本人の同意を得ることができなかったものであることから、条例第 8 条第 3 号に該当することは自明である。

4 審査請求人の意見陳述の概要

審査請求人は、本件処分に係る証拠書類については処分庁職員の自作自演であり、証拠として採用することに納得できないこと、また、本件開示請求に係る農地の利用権設定等における関係機関との協議内容及び親族間調停の経過等について陳述した。

5 審査会の判断理由

(1) 本件開示文書について

本件開示文書は、利用権設定等申出書（兼農用地利用集積計画書）であるところ、実施機関は、その一部が条例第 8 条第 3 号に該当するとして、当該部分を不開示とする本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分を取り消し、不開示とされた部分の全部開示を求める審査請求を行った。

以下、本件開示文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

(2) 本件不開示部分の条例第 8 条第 3 号該当性について

本件不開示部分は、利用権設定等申出書（兼農用地利用集積計画書）の記載事項のうち、貸付人の印影、借受人の印影並びに利用権を設定する者以外の権原者の住所及び印影である。

ア 本件不開示部分のうち、印影については、条例第 8 条第 3 号前段に規定する個人に関する事項であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。当該部分の条例第 8 条第 3 号ただし書該当性について検討すると、個人の印影については、これが押された文書の真正を示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、その固有の形状が特定の個人を識別できる情報として、氏名とは異なる独自の意味や重要な価

値を有しているというべきであり、本件開示文書において、印影に係る氏名が明らかにされているからといって、当該印影が「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されているもの」とは認められないため、条例第8条第3号ただし書アには該当しない。また、当該部分が同号ただし書イからエまでの規定に該当すると認めるべき事情も存しない。さらに、印影は、その全体が個人を識別し得る情報に該当するため、条例第9条第1項の規定による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、条例第8条第3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 本件不開示部分のうち、利用権を設定する者以外の権原者の住所については、氏名と一体として、条例第8条第3号前段に規定する個人に関する事項であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。当該部分の条例第8条第3号ただし書該当性について検討すると、農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第19条において、これを定めたときは公告しなければならない旨規定されているが、農用地利用集積計画には、利用権を設定する者以外の権原者に係る記載はなく、その住所は公告されていないのであり、農用地利用集積計画に利用権を設定する者以外の権原者に係る記載も公告もされてはいないことを不合理であるとする特段の事情は認められない。そのため、当該部分は、「法令等の規定により、又は慣行として公にされ、若しくは公にすることが予定されているもの」とは認められず、同号ただし書アには該当しない。また、同号ただし書イの規定は、当該情報を不開示とすることによって保護される利益とこれを開示することによって保護される利益とを比較衡量し、後者の利益が前者の利益を上回る時にはこれを開示する趣旨である。審査請求人は、利用権を設定する者以外の権原者の住所を不開示とされたことによって相続問題への対処ができなくなっていることを主張しているが、本件開示文書が相続問題に対処するための唯一の手段であるとは考え難く、本件開示文書を開示することにより保護される審査請求人の利益が、これを不開示とすることにより保護される権原者の利益に比して、優越するものとはいえない。そのため、当該部分は、「人の生命、健康、生活若しくは財産を保

護するため、公にすることが必要であると認められるもの」とは認められず、同号ただし書イにも該当しない。さらに、当該部分が同号ただし書ウ及びエの規定に該当すると認めるべき事情も存しない。加えて、当該部分は、氏名と一体として特定の個人を識別し得る情報であり、条例第9条第1項の規定による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、条例第8条第3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、前記2のとおり、本件処分を原因として、相続問題への対処ができなくなっているため、当該不開示部分について全部開示をしないことは不当であると主張するところ、かかる審査請求人の主張は、同人の反論書及び意見陳述等の各内容を十分に斟酌しても、当審査会の上記判断を左右するものとは認められない。

また、審査請求人は、萩市農業委員会事務局長が、関係人に対して電話聴取により意向確認等をし、その結果、萩市農業委員会事務局長において関係人が自らの個人に関する事項を情報開示することに同意していない旨記載をして作成した証拠書類は、萩市農業委員会事務局長による自作自演により関係人に無断で作成された内容虚偽の書類であって証拠採用されるべきではないと主張するが、当該証拠書類の内容は、当審査会が関係人に対して行った意見照会により把握している事実とも符合するものであり、証拠書類が萩市農業委員会事務局長による自作自演により無断で作成された内容虚偽の書類とは到底認め難い。

(4) 本件処分の妥当性について

以上のことから、本件不開示部分は、条例第8条第3号に該当すると認められるので、本件開示文書につき、本件不開示部分を同号に該当するとして不開示とした決定については、妥当であると判断した。